

政府法案「前文」とそれをめぐる審議を分析する

—「理想の実現は、教育の力に待つべき」の削除と、 「日本国憲法の精神に則り」の維持が持つ大きな問題について—

2006年6月4日

T・K 論説員

(教育基本法「改正」情報センター)

はじめに

現在、「教育基本法案」(政府・基本法改定案)が国会で審議されています。小泉内閣は、政府・基本法改定案の「前文」の中で、現行教育基本法の「前文」にあった「この(憲法の)理想の実現は、教育の力に待つべきものである」という一文を削除しています。その一方で、政府・基本法改定案の「前文」は、現行教育基本法の「前文」における「日本国憲法の精神に則り」という語句を残しています。つまり、政府・基本法改定案は、「憲法の理想」と教育のあり方との関係性を分断・分離しながら、その一方で「日本国憲法の精神に則り」という語句を残しているわけです。

これらの問題をどのように理解すればよいのでしょうか。この問題は、憲法と政府・基本法改定案との関係性についての問題であり、憲法「改正」と政府・基本法改定案との関係性についての問題です。

すでに日本教育法学会教育基本法研究特別委員会は、冊子『教育の国家統制法』(06年5月20日、母と子社)において、これらの問題にメスを入れています。私の立場は、同学会の見解(政府案批判)に賛同する見地ですが、自民党文教族の主張への分析も重視すべきではないか、と考えています。

以下の資料解説をまとめた理由は、政府・基本法改定案を作成し、あるいは教育基本法「改正」を推進している自民党文教族のメンバーが〈どのように、憲法と政府・基本法改定案との関係性、あるいは憲法「改正」と政府・基本法改定案との関係性を考えているのか〉について、少し明らかにしておこうという点にあります。

1 「教育基本法「改正」をタブーとしてきた一文」を削除したい、という思惑と動機

—自民党森派(清和政策研究会)の「教育基本法改正への提言」から。

第1の資料は、「清和政策研究会の教育基本法改正提言」です(出典:清和政策研究会『人づくりは国の根幹です』中経出版、02年5月刊)。この「教育基本法改正提言」をとりまとめたのは、清和政策研究会の中山成彬政策委員長(当時)でした。清和政策研究会の中山成彬政策委員長は、のちに文部科学大臣になり、そして「与党教育基本法改正に関する協議会」で議論の元になった「文部科学省作成・教育基本法改正に関する仮要綱案(非公開)」の作成に関与した人物です(05年5月)。ですから、「政府・教育基本法案」と「清和政策研究会の教育基本法改正提言」とを比較する作業も必要です。

自民党森派の「教育基本法改正への提言」には、現行法の前文を敵視する文章があり、

「教育基本法の前文には『この（憲法の）理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである』と記述されている。そこから、憲法の改正をしなければ、教育基本法の改正も行なうべきではないという考えが強く形成され、教育基本法の改正もタブー化されてしまったのだ」と書かれています（清和政策研究会『人づくりは国の根幹です』中経出版）。結局、〈「憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきもの」という記述があると、改憲する前に教育基本法を「改正」することができないので、この記述を削除することにした〉ということなのではいか、と思います。憲法「改正」に先立って、教育基本法「改正」を目論む人々にとって、現行法の「憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきもの」という規定は、障害物だったのでしょう。本来の順序を踏まえれば、「教育基本法は、歴史的にも内容的にも憲法改正をしてから改正するべきもの」です（括弧内は、民主党・鳩山議員の代表質問からの引用、5月16日）。しかし、憲法と異なり、「改正」手続き上、教育基本法の「改正」では国民投票などが不必要なため、中曽根元総理や森前総理らは、教育基本法の先行「改正」論を強く主張してきたのです。そして、国会審議において、小泉首相（清和政策研究会の前会長）も「教育基本法は、日本国憲法と密接に関連しているものの、憲法改正を待たなければ改正できないという関係にはないものと考えております」と答弁しているのです（5月16日）。しかし、小泉首相のような理屈が成り立つのであれば、「憲法『改正』を待たずして、教育基本法（準憲法、憲法付属法、教育の憲法）に明記されている憲法理念を改定できる」ということになってしまうのではないのでしょうか。つまり、改憲に先立ち、教育基本法（準憲法）の「改正」を実現し、〈憲法理念に反する新教育基本法を制定する〉ことによって、現行憲法の基本理念を根本的に改変し、その内容を実際の憲法「改正」（憲法改悪）に反映させていく、ということになってしまうのです。

2 「『日本国憲法の精神に則り』を残すか 外すか」「その際、どのように説明するのか」

—それは教育基本法「改正」の難しさを象徴する問題である—保利耕輔元文相の「教育基本法『改正』論」から。

第2の資料は、保利耕輔論文「私の教育改革論」です。「与党教育基本法改正に関する協議会（検討会）」（03年から06年4月）の座長を務めた保利耕輔元文相（保利氏は郵政問題を機に自民党を離党、与党協議会の「座長」ができなくなるが、その後、同協議会の「顧問」に就任）は、以前、『自由民主』誌上で「教育基本法『改正』」問題に言及しています（「私の教育改革論」『自由民主』2002年7月号）。この保利論文「私の教育改革論」は、同氏が自民党文教制度調査会長としてとりまとめたものでした（保利氏は、自民党橋本派〔旧橋本派、平成研究会〕に所属）。

この論文で、保利氏は「教育基本法改正について」ふれ、以下のように述べています。

「今の教育基本法は、昭和22年3月31日、年度末に現行の教育基本法が出来ています。基本法前文の一つのキーワードは『日本国憲法の精神に則り』というところです。ですから教育基本法をもし書き直すということになれば、前文を書き直さなければなりませんけれど、その前文（の）ところを書き直すときに、『日本国憲法の精神に則り』ということを考えてみた時に、日本国憲法の

精神というのはどこにあるのだ、日本国憲法の精神というのは何なんだということを考えなければなりません。また説明もしなければなりません。仮に『日本国憲法の精神に則り』という言葉を残すとすれば、じゃあ精神とは何かという説明をしなければなりません。外すとしても外すための理由というものを考えなければなりません。このところが教育基本法改正の非常に難しいところだと私は思っています」

以上のように、保利氏は「基本法前文の一つのキーワードは『日本国憲法の精神に則り』というところ（にある）」とし、その箇所を「残すか、外すか」という問題の困難性に言及しています。与党協議会（検討会）は、「中間報告」（04年6月）の中で「現行法前文中の『憲法の精神に則り』の扱いについて（どうするのか）」「などの論点があり、さらに検討を要する」としていましたが、与党「最終報告」は「現行法前文中の『憲法の精神に則り』」の記述を残す結論になり、従って政府案も「現行法前文中の『憲法の精神に則り』」の記述を残しています。しかし、保利元文相も指摘しているように、〈では、政府案における「日本国憲法の精神」とは、いったい何を意味しているのか？〉〈政府案における「日本国憲法の精神」とは、どのような意味なのか？〉という問題が生じ、政府与党（小泉内閣）には、その問題に対する説明問題（説明責任）が問われることとなります。

結局、政府案の中の「日本国憲法の精神に則り」という語句の、「日本国憲法の精神」という箇所は、憲法学界において一般に理解されている「日本国憲法」に関する常識とはかなり異なり、「日本国憲法についての政府解釈」（解釈改憲）をふまえた「日本国憲法の精神に則り」という意味なのではないか、と思います。簡単に言えば、「政府（時々の統治機構）が理解・解釈した『日本国憲法の精神』に則り」ということなのだと思います。

保利氏は、さきの論文の中で「教育基本法（前文）」を資料として紹介し、「日本国憲法の精神に則り」という箇所に下線を引いています。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」。

現行法の前文に明記された「日本国憲法の精神に則り」は、「日本国憲法の精神と同じ世界観に立って教育の理念を立てるとともに」「日本国憲法の精神に則り、その規定の趣旨を拡充する」という意味の、非常に大切な一句です（『教育基本法の解説』）。そして現行法は、前文の記述も含め、「日本国憲法の精神と同じ世界観に立って教育の理念を立て」ています。言い換えれば、「日本国憲法の精神」が、「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」点や、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」点などの記述に凝縮されているのだと思います。

一方、政府・基本法改定案の場合、「前文」案は以下のような文面です。

「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」

教育基本法は、準憲法であり、憲法付属法ともいわれる法律ですので、理屈上、政府案の文面でも「日本国憲法の精神」、あるいは「日本国憲法の精神に反しない命題」が示されていることになるわけですが、「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献すること」「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことが、「日本国憲法の精神」や「日本国憲法の精神に基づく教育理念」、あるいは「日本国憲法の精神に反しない命題」ということになってしまうのです。結局、政府案が成立してしまえば、「日本国憲法の精神」についての理解や解釈が大きく改変されてしまうのではないのでしょうか。政府の教育基本法「改正」案は、「教育の根本法」に関する「明文改訂」案ですが、日本国憲法との関係でいえば、政府の教育基本法「改正」案は、一種の「立法改憲」案といえるように思われるのです。

以前、保利氏は、「前文」に「愛国心」規定を入れることを示唆していましたが、政府・基本法改定案の前文（案）は、「我々日本国民は、自国を愛し、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させる（云々）」という文面ではなく、「愛国心」規定をストレートに入れていません（「愛国心」規定は、政府案の「第2条・教育の目標」のところに入りました）。そして「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させる（云々）」となっています。しかし、中学校学習指導要領道徳編は、「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する」ですから、「国家を更に発展させる」（政府案）、「国家の発展に努める」（指導要領道徳編）という表現は酷似しているのです。そして、「（自国の）伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」（第2条）、そして「国家を更に発展させる」こと（前文）が、政府案では「日本国憲法の精神」、あるいは「日本国憲法の精神に反しない命題」になってしまっています。さらにいえば、政府案では、1945年を転機（歴史の転換点）にすることなく、明治時代や戦前戦中も含め、「我々日本国民は、民主的で文化的な国家をたゆまぬ努力によって築いてきた」という歴史観が書き込まれてしまっており、そして、そうした歴史観も「日本国憲法の精神」、あるいは「日本国憲法の精神に反しない命題」になってしまっているのです（「日本国憲法の精神」を歪曲する歴史観の問題性：※）。

政府案は、その中身や内容面において、憲法に反した、あるいは憲法理念から大きく逸脱した規定を多く盛り込んでおり、「日本国憲法の精神に則っていない」法律案ですが、文面上は、「日本国憲法の精神に則り」という規定を入れていきますので、政府案には大きな矛

盾があるといえます。同時に、政府案には、「日本国憲法の精神」の内容・内実を大きく改変し、歪曲している問題点もあるわけです。政府案は、形式上、「日本国憲法の精神に則り」という語句を残しています。しかし、その内容や内実、中身や意味の面でいえば、本来の「日本国憲法の精神」から大きく逸脱したものに歪められているのではないか、と思います。

※この問題について堀尾輝久東大名誉教授は、日本教育法学会のプレシンポジウム「教育基本法改正案を検討する」の中でとりあげ、的確な批判をしています（06・5・26、名古屋大学）。

3 『愛国心』問題は、教育基本法改正の主要な狙いと言えるのか？

少し、「愛国心」規定の問題にふれましたが、「愛国心」問題について保利耕輔元文相は、どのように捉えているのでしょうか。保利元文相は、論文「私の教育改革論」の中で「私は終戦時に作られた憲法だとか、教育基本法だとかいうものは、事情止むを得なかったと思います」としながら、「愛国心」問題について以下のように書いています。

「これから 21 世紀、日本がこのまま引きずって行って、歩いて行って良いのか、というところは検討を要するし、制度面から申し上げて、(中略)色々考え直してみなければならない。とくに、戦後否定された愛国心という考えをどう扱うかなど重要なポイントだと思います」

保利元文相の論文を読むと、「戦後否定された愛国心という考えをどう扱うかなど重要なポイントだと思う」とありますので、保利元文相も、「愛国心」問題を、「教育基本法改正に関する重要なポイント」と位置づけていることがわかります。しかし、保利氏は〈愛国心規定を入れた教育基本法を作ること〉を〈教育基本法改正の主要な狙いである〉とは述べていないのです。それよりも、保利元文相は「戦争に負けた時に、現行の教育制度ができあがっている。それから 50 数年、同じ教育制度のもとでずーっと走ってきて、21 世紀もこの教育制度のままで走りますか、どうですか、という質問をもう一度出してみたときに、これは問題がありそうだなと私は考えまし」た、と力説しています。また、保利元文相は「現在行われている教育体制を 21 世紀を通じて、このまま、進めて行って良いのかどうなのか、という点ですが、これは文部科学省に検討してもらうのは少し無理」とし、「やっぱり政治家が、自分の考えで国を引っ張っていくという考え方に立って、検討しなければいけない」と述べています。言い換えれば、保利元文相は、〈教育基本法改正の主な狙い〉を「戦後日本の教育制度や教育体制の改変」に求めているのです。つまり、保利元文相は、21 世紀の日本における「教育制度・教育体制」（21 世紀日本の教育制度・教育体制）を作るために、〈教育基本法改正の必要性〉を力説している、といえるのです。

与党協議会（検討会）において、「愛国心」の表現や記述が議論の焦点になったことは事実ですが、しかし、「愛国心」の表記が与党間における議論の焦点になったからといって、〈だから教育基本法改正の主要な狙いは『愛国心』教育の導入である〉と結論づけるのは、少し一面的で拙速な見方、評論ではないか、と思います。例えば、作家の池田香代子氏（『11 の約束—えほん教育基本法』の作者、『世界がもし 100 人の村だったら』の翻訳者）は、「教育基本法改悪に反対する緊急集会」（06・5・11）の中で、「愛国心」規定を基本法に導入

する危険性にふれながらも、「マスコミは『愛国心が焦点』と報道しているが、『愛国心』問題は罠（わな）なのではないか。それよりも、国がつくる法律で教育ががんじがらめになってしまうことの方がもっと怖いのではないか」と発言しています。このように、「国家による教育統制法」「教育の国家統制法」である政府案の危険性や問題点に対する冷静な見方・批判も生まれています。その点、日本教育法学会のプレシンポジウム「教育基本法改正案を検討する」の中で、市川須美子獨協大学教授が「愛国心は最重要問題か？」という問題を提起していたことは、注目にあたいますし、的確な問題提起だったと思います。

保利耕輔論文「私の教育改革論」では、「特に、戦後否定された愛国心という考えをどう扱うかなど重要なポイントだと思う」としつつも、「愛国心問題は最重要課題である」とか、「愛国心規定を入れることが教育基本法改正の主要な狙い」とか、言っていないのです。そして、保利元文相は、「戦後日本の教育制度の改変」の方を、最重要の検討課題としていたわけです。

4 河村建夫元文部科学大臣の「教育基本法改正」論。

第3の資料は、河村建夫元文部科学大臣の「教育基本法改正」論に関するものです（河村建夫元文部科学大臣の講演録「4つの教育で人間力の向上へ」からの抜粋。「2003年、東京懇話会12月例会」における講演録。出典：内外ニュース社『じゅん刊・世界と日本』誌1010号）。河村建夫元文部科学大臣は、文部科学大臣や副大臣に就任する前に、「自民党教育基本法検討特命委員会（02年1月発足）」の事務局長を務めるなど、自民党きっての論客です（河村建夫元文科相は、旧江藤・亀井派に所属。中曽根康弘元首相も、旧江藤・亀井派に所属）。

河村建夫元文科相は、教育基本法改正について様々な場所で語っていますし、それらも含めて批判的に考察する必要があります。ここで取り上げるものは、その中でも、かなり纏まって論じているものです。河村建夫元文科相（当時）は「愛国心など教育基本法見直し」問題にふれていますが、「道徳教育をどうするのかという問題」との関わりで、「教育基本法の改正の問題に突き当たっていく」としています。つまり、「愛国心」問題に特化して教育基本法改正論を論じているのではなく、「愛国心」も含めた「道徳教育をどうするのかという問題」との関わりで、「教育基本法の改正」論を強調しているのです。

また、河村建夫元文科相は、憲法「改正」問題と教育基本法「改正」問題について以下のように述べています。

「憲法と教育基本法の関係というのは切っても切れない関係だ、という話もあって、教育基本法を見直すなら憲法が先だ、と言われる方もまだあるのであります。しかし、それ以上に教育というのは大事なことでありますから、今の教育基本法の見直しを進めるわれわれの立場は、もちろん今の憲法に違反するようなことをするわけにはいきません。しかし、憲法違反でない範囲の中で教育理念を打ち立てていって、新しい憲法ができるならば、むしろ逆にその憲法の中にこれからつくろうとしている教育基本法の理念を入れていったらいいのではないかという基本的な考え方に私は立っておりまして、中曽根元総理も『そういう考えでいくべきだ。教育基本法は先にやるべきだ』とおっしゃっております」

河村元文科相が指摘しているように、一部ですが、自民党内に「教育基本法を見直すなら憲法が先だ」と主張する人々がいる、という「お家」事情があります。そして、河村建夫氏は、教育基本法「改正」先行論で、自民党内を取りまとめる仕事を重視し、それを進めていたのです（2000年を前後する時期のことですが、まだ自民党内に、ごく一部でしたが「教育基本法のような立派なものを直ぐに変える必要などないのではないか」と主張する人々もいた時代がありました。その際、河村建夫氏は、そうした議論を潰すために奔走しています）。その中で、河村建夫氏が繰り返し力説している論点は、教育基本法の「改正」を先行させ、そして「新しい憲法ができるならば、むしろ逆にその憲法の中にこれからつくろうとしている教育基本法の理念を入れていったらいいのではないか」という基本的な考え方です。河村氏の議論は、教育基本法「改正」によって「憲法違反でない範囲の中で教育理念を打ち立て」、そして、その〈新しい教育理念〉を改正後の「新しい憲法」に反映させていけばいいのではないか」というものです。

しかし、小泉内閣の教育基本法案は、本当に「憲法違反でない範囲の中で教育理念を打ち立てた」ものといえるのでしょうか？その点に関していえば、政府案は、「憲法違反でない範囲」を遥かに逸脱しながら、むしろ憲法「改正」を先取りする形で、支配層（為政者）が期待する「教育理念」を打ち立てており、しかも、「教育理念法」というより「国策教育の組織法」に変わってしまっています（「政府案は、現行法のような『教育の理念法』ではなく、『教育の組織法』に変わってしまっている」という指摘は、教育行政学専門の勝野正章東大教授の「5・16 東大教職員組合主催の緊急学習会」でのもの）。

政府・改定案の「前文」に残されている「日本国憲法の精神に則り」という語句は、政府案が「憲法違反でない範囲の中での全面改訂であるかのように印象づけるための措置（高等戦術）」なのかもしれません。また、法律や教育法の専門家ではないのでよくわかりませんが、「教育基本法」問題について厳密（純理論）に言えば「憲法違反でない範囲の中での、憲法理念を活かし、歴史の進展を反映させるための、ごく部分的な改訂はありえるのではないか」と思います。しかし、今回の政府案は、「憲法違反でない範囲」を遥かに逸脱した「全面改訂」（全部改訂）であり、「憲法違反」の「改正」（改悪）案だと思います。現行の日本国憲法の「前文」は、「われらは、これ（日本国憲法の原理）に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と明記していますが、小泉内閣は、現行憲法の原理に反する「教育の憲法」を作ろうとしているのではないのでしょうか。

5 「教育基本法に関する特別委員会」の論戦から。

①政府案の「憲法の精神に則り」という箇所は、憲法「改正」後には、「新しい憲法の精神に則り」という意味になる（小坂文科相）。

「教育基本法に関する特別委員会」（5・26）の速記録を読むと、この日、政府案における「日本国憲法の精神に則り」の箇所をめぐるいくつかの論戦が展開されていたことがわかります。

自民党の稲田委員（「伝統と創造の会」会長）は、政府案の中に「日本国憲法の精神」が入っていることを批判し、「なぜ今、日本国憲法の精神なのか。日本国憲法の精神を生かし

た現行教育基本法を改正するに当たって、なぜ、日本国憲法の精神なのか、日本国憲法の中には日本の伝統、文化というものの観点は全く入っていないわけですから、この文言を前文に入れる、その趣旨についてお伺いしたい」と質問しています。それに対し、小坂文科相は、「改正後も、基本法は日本国憲法と密接に関連しているというその性格そのものは変わらない」とし、日本国憲法の精神について「国民主権それから基本的人権。平和主義、これらは日本国民それぞれがやはり尊重すべきものとして重要な認識を持っている」と解説し、その上で「日本の美德として今日我々が認識していたものが失われてきたものが失われてきた」といえるので、「新しい教育基本法にのっとり、家族としての相和する心とか道徳観の育成というものに努めてまいりたい」と答弁しています。

稲田委員は、「それでは、今憲法改正も論議されているわけですが、新しい憲法ができて、今の憲法に付け加えた色々な価値観も盛り込まれるというようなことになった場合、その時点で、教育基本法も新しく制定された憲法の精神にのっとっていく、そのように理解してよろしいでしょうか」と質問します。それに対し、小坂文科相は、「新しい憲法の精神に当然のっとりということになると思います。もっと具体的にいえば、その改正内容に応じて、仮に教育基本法に不整合な箇所が生じたという場合には、当然のことながら改正が必要になる、このように認識しております」と答弁しています。同じような質問を公明党の斉藤鉄夫委員から問われた小坂文科相は、「先ほど答弁申し上げましたように、『憲法の精神にのっとり』ということで、現行憲法が改正された場合にも、その憲法と抵触するような部分がない限り、この教育基本法はそのまま維持されるということになるわけでございます」と答弁しています。

これらの答弁は、政府の教育基本法「改正」案が、憲法「改正」を見越しての「改正」であることを示唆しているものです。仮に憲法が改正された場合でも、「改正後の教育基本法」が「改正後の憲法」の内容と抵触しなければ、「改正教育基本法」はそのまま維持される、という説明です。そして、小坂文科相は、憲法が改正された場合、「改正」後の教育基本法における「憲法の精神に則り」の箇所は、「新しい憲法の精神に則り」あるいは「改正後の憲法の精神に則り」という意味になる、と説明しているわけです。そして、「改正後の憲法の精神」との不整合が生じた場合には、「改正教育基本法」を再度「改正する」と答弁しているわけです（※）。

以上のように、政府案に「憲法の精神にのっとり」とあっても、それは「『改正後の憲法』の精神に則り」という意味にもなりうる規定なのです。

また、政府案は、「改正後の憲法」を見通して、教育基本法「改正」をおこなうのであるから、「『憲法の精神にのっとり』」ということで、現行憲法が改正された場合にも、その憲法と抵触するような部分がない限り、この〔改正〕教育基本法はそのまま維持される」と答弁しているわけです。

小坂文科相ははっきり述べていませんが、その答弁は、河村元文科相が主張していたこと＝「憲法違反でない範囲の中で教育理念を打ち立てていって、新しい憲法ができるならば、むしろ逆にその憲法の中にこれからつくろうとしている教育基本法の理念を入れていったらいい」という考え方と整合性をもっているわけです。

※なお、この小坂文部科学大臣の答弁をめぐって、問題点が指摘され、共同通信は、「小泉純一郎首相は 1 日午前、衆院教育基本法特別委員会で、政府の同法改正案について『数十年先を見

越したものであった方が良い』と述べ、今後数十年間は再改正する必要のない内容にすべきだとの認識を示した。一方、小坂憲次文部科学相は『憲法改正ができるような情勢になり、憲法に沿って改正すべき点が生じれば、その時点で改正する必要が生じるかもしれない』と述べ、再改正の可能性に言及し、首相答弁との食い違いをみせた」と報道しています(6・1)。この相違も、憲法「改正」に先立つ教育基本法「改正」の問題状況を示しています。

②小坂文科相「政府・教育基本法案の提出は、現行憲法に反しているとも、矛盾しているとも思っておりません」と強弁。

「教育基本法に関する特別委員会」(5・26)で、民主党の横光委員から「憲法改正につなげたいがための教育基本法改正であるならば、まさに教育論不在の議論ではないか」と問われた小坂文科相は、次のように答弁しています。

「今回の教育基本法改正案の提出に当たりましては、一方で憲法改正論議というもの国会で論議されているわけですが、先ほど来、たびたび答弁させていただいておりますように、現行憲法の精神にのっとり、今回の教育基本法の改正案も提出されているわけですが」「私どもは、この教育基本法の改正案を今回提出することが現行憲法に違反しているとも思っておりませんし、矛盾をいたしているとも思っておりません」

小坂文科相は、横光委員に対しても「教育基本法の改正案は、現行憲法のもとで改正案として提出をさせていただいたわけですが」と答弁し、「憲法の範囲内での改正案である」と力説しています。そして、その際、「憲法の精神に則り」という語句を入れていることにふれているのです。

けれども、今回の政府案は、「個人の尊厳性」原理や「良心の自由」や「学問の自由」、あるいは、憲法原理から導きだされる「教育の自主性、自律性、教育の自由」原理に反したものであるため、その意味で「憲法の精神に則っておらず」、むしろ、憲法の精神に反している法案になっています。

内容的に「憲法の精神」に反した政府案に対して、小坂文科相は、「教育基本法の改正案は、現行憲法のもとでの改正案」と繰り返し強弁しています。河村元文科相流に言えば、「政府案は、憲法違反でない範囲内での改正案である」ということになるわけですが、政府与党の「教育基本法の改正案」は、小泉内閣が理解し、解釈した「日本国憲法の精神にのっとり」提出されたものなのです。そして、政府案は、憲法違反でない範囲を遥かに逸脱した改正案といえるのです。

6 学校現場に「改正後の教育基本法」(教育の国家統制法)を押し付けるための理屈に変質してしまう危険性。

政府提出の教育基本法改正案に「憲法の精神にのっとり」とあっても、それは統治機構が理解・解釈する「憲法の精神にのっとり」という意味です。ですから、統治機構が憲法「改正」を確認した場合には、『改正後の憲法』の精神に則り」という意味にもなってしまいうわけです。

現行教育基本法が「日本国憲法の精神に則り」と明記した制定時には、自衛隊も誕生しておらず、武力攻撃事態対処法などありませんでした。しかし、今日では、憲法違反の自衛隊が現存していますし、武力攻撃事態対処法という、一種の戦争法も存在しています。そして、政府は、それらを憲法の枠内のものと解釈してきたのです(解釈改憲)。ですから、同じ「日本国憲法の精神に則り」であっても、統治機構が理解。解釈している「日本国憲法の精神」と、憲法学界が理解している「日本国憲法の精神」とは、その意味する中身において大きく異なっています。そして、政府提出の教育基本法改正案に明記されている「日本国憲法の精神」は、主に前者の見地のものなのです。

そうした中で、仮に、政府提出の教育基本法改正案が成立してしまえば、その新しい教育基本法は、——内容的に憲法違反のもの(教育の国家統制法)であったとしても——「日本国憲法の精神にのっとりた『教育の根本法』」ということになってしまうのです。

そして、戦後直後の一時期を除き、文部行政が教育基本法を棚上げしたり、教育基本法に反した文教政策をすすめたりしてきた歴史とは異なり、今後、文部科学省や国家(統治機構)は、「改正」後の新しい教育基本法を、学校現場や家庭、地域社会に強圧的に押し付けはじめることになるでしょう。その際に、文部科学省や国家(統治機構)は、『改正』後の教育基本法』は『日本国憲法の精神に則っている』のだから、それにキチンと従いなさい」という理屈で学校現場や家庭、地域社会に要求してくることになってしまうでしょう。

既に、「心のノート」という国定教材を作成した元文部官僚が、〈学習指導要領道徳編は、日本国憲法と教育基本法に則って作られており、「心のノート」は、学習指導要領に忠実に作られている教材なのだから、この教材をキチンと使うべき〉という理屈を持ち出しています(03年、日本道德教育学会第60回大会学術講演、『道徳と教育』誌316・317合併号)。つまり、日本国憲法に反する文教政策を押し付けるために、「国家が解釈する日本国憲法論」や「日本国憲法の権威」を使おうとする事態も生まれているのです。もちろん、ここで使われている〈指導要領は日本国憲法の精神に則っているのだから、それに従いなさい〉という理屈は、国策教育を憲法原理に矛盾しないと描きだそうとしている点でも、また、「日本国憲法の立憲主義」を180度逆転させている点でも謬論といえます。しかし、教育基本法が「改正」されてしまえば、同じような理屈も持ち出されることになってしまうのではないのでしょうか。その意味で、政府提出の教育基本法改正案に「日本国憲法の精神にのっとり」とあっても、その意味は、180度改変されてしまい、「教育の自主性」や「教育の自由」を抑圧していく理屈に転化してしまう危険性をもっているのです(国家による教育統制法)。

こうした事態を招かないためにも、「政府提出の教育基本法改正案が、日本国憲法の原理や原則、理念や精神に完全に反している改正案であること」を徹底的に暴き出し、そしてこの法案を廃案に追い込んでいかなければならないのです。